

令和7年度愛媛県6次産業化チャレンジ総合支援事業費補助金交付要綱

（目的等）

第1条 県は、令和7年度愛媛県6次産業化チャレンジ総合支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づいて、実施要領に定める事業実施主体が行う事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年3月31日規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、令和7年度愛媛県6次産業化チャレンジ総合支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、6次産業化トップランナーの育成を図る。

（補助対象経費及び補助率）

第2条 補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるところによる。

（補助金の交付申請）

第3条 事業実施主体は補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たり、事業実施主体において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体については、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第4条 知事は、前条に規定する補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに事業実施主体に通知を行うものとする。

（補助事業の変更承認申請）

第5条 前条の規定により、補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の中止及び廃止）

第6条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 補助事業者は補助金の交付の決定に係る年度の12月31日までの事業遂行状況を翌月の15日までに事業遂行状況報告書（様式第4号）により知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して10日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第5号）に、知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第12条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

2 補助事業者は概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第8号）に、知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(財産の管理)

第13条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 規則第22条第2項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(関係書類の保管等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(報告等)

第15条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、助成事業に係る過去1年間の事業実施状況について、3月31日までに事業実施状況報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(その他)

第16条 この交付要綱に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月21日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日をもってその効力を失う。

3 令和8年3月31日以前に交付決定された補助金については、前項の規定に関わらず同日後においても効力を有する。

別表（第2条関係）

6次産業化チャレンジ総合支援事業

補助対象経費		補助率等	重要な変更
事業種目	事業内容		
ソフト 事業	6次産業化にチャレンジするために必要な以下の取組み (1) 会議の開催 (2) 調査・検討 (3) 新商品開発 (4) 販路開拓 (5) その他6次産業化にチャレンジするために必要と認められる取組み	1 補助率 補助対象経費の1/2以内 2 補助金の額 ソフト事業とハード事業合計で1,500千円を上限とする。 ただし、ハード事業に係る補助金の額は750千円を上限とする。	1 事業費の30%を超える増減 2 補助金額の増減 3 事業内容のいずれかの項目の中止または追加 4 事業の中止または廃止
ハード 事業	6次産業化にチャレンジするために必要な機械等の整備		